

## 議事日程第 2 号

平成 26 年(2014年)招集大阪狭山市議会定例会 3 月定例会月議会議事日程  
平成 27 年(2015 年) 2 月 25 日午前 9 時 30 分開議  
議会期間(平成 27 年 2 月 25 日から同年 3 月 20 日まで 24 日間)

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  | 発議第 6 号  | 会議録署名議員の指名について   |
| 日程第 2  | 議案第 3 号  | 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について   |
| 日程第 3  | 議案第 4 号  | 大阪狭山市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例について  |
| 日程第 4  | 議案第 5 号  | 大阪狭山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について                             |
| 日程第 5  | 議案第 6 号  | 大阪狭山市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について |
| 日程第 6  | 議案第 7 号  | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について  |
| 日程第 7  | 議案第 8 号  | 大阪狭山市行政手続条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第 8  | 議案第 9 号  | 老人福祉法に基づく措置等に係る費用の支払命令に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第 9  | 議案第 10 号 | 大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第 10 | 議案第 11 号 | 大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例について   |

日程第 1 1	議案第 1 2 号	大阪狭山市立幼保連携型認定こども園条例について
日程第 1 2	議案第 1 3 号	大阪狭山市青少年問題協議会条例の一部を改正する 条例について
日程第 1 3	議案第 1 4 号	大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の一部を改正 する条例について
日程第 1 4	議案第 1 5 号	大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例 について
日程第 1 5	議案第 1 6 号	大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 1 6	議案第 1 7 号	大阪狭山市保育の実施に関する条例を廃止する条例 について
日程第 1 7	議案第 1 8 号	市道路線の認定について
日程第 1 8	議案第 1 9 号	平成 2 6 年度(2014年度)大阪狭山市一般会計補正予算 (第 1 1 号)について
日程第 1 9	議案第 2 0 号	平成 2 6 年度(2014年度)大阪狭山市下水道事業特別会 計補正予算(第 1 号)について
日程第 2 0	議案第 2 1 号	平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市一般会計予算につ いて
日程第 2 1	議案第 2 2 号	平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市国民健康保険特別 会計(事業勘定)予算について
日程第 2 2	議案第 2 3 号	平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市下水道事業特別会 計予算について
日程第 2 3	議案第 2 4 号	平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市土地取得特別会計 予算について
日程第 2 4	議案第 2 5 号	平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市介護保険特別会計 (事業勘定)予算について
日程第 2 5	議案第 2 6 号	平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市後期高齢者医療特 別会計予算について
日程第 2 6	議案第 2 7 号	平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市東野財産区特別会 計予算について

- |         |           |                                       |
|---------|-----------|---------------------------------------|
| 日程第 2 7 | 議案第 2 8 号 | 平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算について |
| 日程第 2 8 | 議案第 2 9 号 | 平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市水道事業会計予算について    |
| 日程第 2 9 | 請願第 1 号   | 介護保険料に関する請願について                       |
| 日程第 3 0 | 要望第 1 号   | 介護保険改定にあたって介護支援を後退させないよう求める要望について     |

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

平成27年(2015年)2月25日提出

大阪狭山市議会議長 山 本 尚 生

記

1 番 小 原 一 浩  
15番 北 村 栄 司

議案第 3 号

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条  
例について

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を次のとおり提出する。

平成 27 年(2015年) 2 月 25 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

## 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

### (職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

#### (1) 研修を受ける場合

厚生に関する計画の実施に参加する場合

前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合

### (委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、その教育委員会の委員としての任期中に限り、この条例の規定は適用しない。

議案第 4 号

大阪狭山市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例について

大阪狭山市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例を次のとおり提出する。

平成 27 年(2015年) 2 月 25 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

## 大阪狭山市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第4項の規定に基づき、包括的支援事業（同条第1項に規定する包括的支援事業をいう。）を実施する地域包括支援センター（同項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の職員及び運営に関する基準について定めるものとする。

(職員の基準及び員数に関する基準)

第2条 地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号に定めるとおりとする。

(職員の基準及び員数以外の事項に関する基準)

第3条 地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項に関する基準は、介護保険法施行規則第140条の6第2号に定めるとおりとする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大阪狭山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

大阪狭山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を次のとおり提出する。

平成 27 年(2015年) 2 月 25 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

# 大阪狭山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の22第2項第1号並びに法第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

## (指定介護予防支援等事業者の要件)

第2条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人（大阪狭山市暴力団排除条例（平成25年大阪狭山市条例第4号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団である者（以下「暴力団」という。）又はその役員等（法第115条の22第2項第5号に規定する役員等をいう。）のいずれかの者が暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）である者を除く。）である者とする。

## (人員及び運営等に関する基準)

第3条 第1条の基準は、この条例に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の34の2に定めるとおりとする。この場合において、省令第28条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

## (暴力団の排除)

第4条 指定介護予防支援等事業を行う事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。

2 指定介護予防支援等事業者は、その運営について暴力団の支配を受け、又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

## (委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大阪狭山市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

大阪狭山市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を次のとおり提出する。

平成 27 年(2015年) 2 月 25 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、法第78条の4第1項及び第2項、法第115条の12第2項第1号並びに法第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る特別養護老人ホームの入所定員の数)

第3条 法第78条の2第1項の条例で定める入所定員の数は、29人以下とする。

(指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の要件)

第4条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人（大阪狭山市暴力団排除条例（平成25年大阪狭山市条例第4号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団である者（以下「暴力団」という。）又はその役員等（法第78条の2第4項第6号及び法第115条の12第2項第6号に規定する役員等をいう。）のいずれかの者が暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）である者を除く。）である者とする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第5条 法第78条の4第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基

準（平成18年厚生労働省令第34号）に定めるとおりとする。

- 2 指定地域密着型サービス事業者は、利用者に対する指定地域密着型サービスの提供に関する記録を、当該記録を作成し、又は取得した日から5年間保存しなければならない。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第6条 法第115条の14第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）に定めるとおりとする。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者に対する指定地域密着型介護予防サービスの提供に関する記録を、当該記録を作成した日から5年間保存しなければならない。

（暴力団の排除）

第7条 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスを行う事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。

- 2 指定地域密着型サービス事業者は、その運営について暴力団の支配を受け、又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（大阪狭山市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

大阪狭山市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大阪狭山市条例第7号）

大阪狭山市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年大阪狭山市条例8号）

議案第 7 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のとおり提出する。

平成 27 年(2015年) 2 月 25 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備等に関する条例

(大阪狭山市職員定数条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市職員定数条例(昭和38年大阪狭山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「120人」を「119人」に改める。

(報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正)

第2条 報酬並びに費用弁償支給条例(昭和35年大阪狭山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中	「	教育委員会委員長	年額 450,000円
		同 委員	” 360,000

  

「	を	教育委員会委員	年額 360,000円
---	---	---------	-------------

」

」に改める。

(大阪狭山市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第3条 大阪狭山市特別職報酬等審議会条例(昭和42年大阪狭山市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和35年大阪狭山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

第3条中「副市長 月額 760,000円」を	「	副市長 月額 760,000円
		教育長 月額 700,000円

」

に改める。

附則第3項から第6項までを削る。

(特別職等の職員の給与の特例に関する条例の廃止)

第5条 特別職等の職員の給与の特例に関する条例(平成15年大阪狭山市条例第9号)は、廃止する。

(大阪狭山市特別職の職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 大阪狭山市特別職の職員等の退職手当に関する条例(平成2年大阪狭山市条例第16号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪狭山市特別職の職員の退職手当に関する条例

第1条から第4条までの規定並びに附則第2項及び第7項(見出しを含む。)中「特別職の職員等」を「特別職の職員」に改める。

附則中第9項を削り、第10項を第9項とする。

(教育長の給与及び旅費に関する条例の廃止)

第7条 教育長の給与及び旅費に関する条例(昭和34年大阪狭山市条例第58号)は、廃止する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(大阪狭山市職員定数条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する期間(以下「在任特例期間」という。)においては、第1条による改正後の大阪狭山市職員定数条例第2条第8号の規定は適用せず、改正前の大阪狭山市職員定数条例第2条第8号の規定は、なおその効力を有する。

(報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正に伴う経過措置)

3 在任特例期間においては、第2条による改正後の報酬並びに費用弁償支給条例別表の規定は適用せず、改正前の報酬並びに費用弁償支給条例別表の規定は、なおその効力を有する。

(大阪狭山市特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

4 在任特例期間においては、第3条による改正後の大阪狭山市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は適用せず、改正前の大阪狭山市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 在任特例期間においては、第4条による改正後の特別職の職員の給与に関する条例第2条及び第3条の規定は適用せず、改正前の特別職の職員の給与に関する条例第2条及び第3条の規定は、なおその効力を有する。

(大阪狭山市特別職の職員等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 在任特例期間においては、第6条による改正後の大阪狭山市特別職の職員の退職手当に関する条例の規定は適用せず、改正前の大阪狭山市特別職の職員等の退職手当に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(教育長の給与及び旅費に関する条例の廃止に伴う経過措置)

7 在任特例期間においては、第7条による廃止前の教育長の給与及び旅費に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(市長及び副市長の給与の特例に関する条例の廃止)

8 市長及び副市長の給与の特例に関する条例(平成20年大阪狭山市条例第19号)は、廃止する。

議案第 8 号

大阪狭山市行政手続条例の一部を改正する条例  
について

大阪狭山市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 27 年(2015年) 2 月 25 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

## 大阪狭山市行政手続条例の一部を改正する条例

大阪狭山市行政手続条例（平成12年大阪狭山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条 第35条）」を「第4章 行政指導（第30条 第35条の2 第4章の2 処分等の

30条 第35条の2）  
求め（第35条の3）」に改める。

第2条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第4号中「、幼稚園又は保育所」を削り、「若しくは幼児」を「、幼児若しくは園児」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第4条、第13条第1項及び第2項第5号、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第3項、第22条第3項並びに第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第34条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第35条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第35条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の

機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

#### 第4章の2 処分等の求め

第35条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分の根拠となる条例等の条項又は行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

- 3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
(大阪狭山市市税条例の一部改正)
- 2 大阪狭山市市税条例(昭和40年大阪狭山市条例第7号)の一部を次のように改正する。  
第3条第2項中「第34条第3項」を「第34条第4項」に、「第34条第2項」を「第34条第3項」に改める。

議案第 9 号

老人福祉法に基づく措置等に係る費用の支払命令に関する条例の一部を改正する条例について

老人福祉法に基づく措置等に係る費用の支払命令に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 27 年(2015年) 2 月 25 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

老人福祉法に基づく措置等に係る費用の支払命令に関する条例の一部を改正する条例

老人福祉法に基づく措置等に係る費用の支払命令に関する条例（平成12年大阪狭山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「小児慢性特定疾患児」を「小児慢性特定疾病児童」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例  
について

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成27年(2015年)2月25日提出

大阪狭山市長 吉田友好

## 大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例

大阪狭山市介護保険条例（平成12年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項第1号中「30,300円」を「35,968円」に改め、同項第2号中「30,300円」を「50,356円」に改め、同項第3号中「45,450円」を「53,952円」に改め、同項第4号中「60,599円」を「61,146円」に改め、同項第5号中「次のいずれかに該当する者 66,659円」を「令第39条第1項第5号に掲げる者 71,936円」に改め、同号ア及びイを削り、同項第6号中「75,749円」を「79,130円」に改め、同号ア中「合計所得金額」の次に「(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)」を加え、「2,000,000円未満」を「1,250,000円未満」に改め、同号イ中「要保護者」の次に「(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)」を、「適用されたならば保護」の次に「(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)」を加え、「又は次号イ」を「、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イ」に改め、同項第7号中「90,899円」を「89,920円」に改め、「4,000,000円未満」を「2,000,000円未満」に改め、「( に係る部分を除く。)」の次に「、次号イ、第9号イ又は第10号イ」を加え、同項第8号を次のように改める。

次のいずれかに該当する者 107,904円

ア 合計所得金額が4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ( に係る部分を除く。) 次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

第8条第1項に次の3号を加える。

次のいずれかに該当する者 122,292円

ア 合計所得金額が6,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（ に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

次のいずれかに該当する者 129,485円

ア 合計所得金額が8,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（ に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

前各号のいずれにも該当しない者 136,679円

第10条第3項中「口若しくは八、第2号口、第3号口若しくは第4号口、この条例第8条第1項第5号イ、第6号イ若しくは第7号イ又は令附則第16条第2項若しくは附則第17条第2項」を「口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口若しくは第5号口、この条例第8条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イ」に、「令第39条第1項第1号から第4号まで」を「令第39条第1項第1号から第5号まで」に、「この条例第8条第1項第5号から第7号まで並びに令附則第16条第2項及び附則第17条第2項」を「この条例第8条第1項第6号から第10号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

（改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第9条 法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成29年4月1日から行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の大阪狭山市介護保険条例(以下「新条例」という。)第8条第1項及び第10条第3項の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。  
(保険料率の軽減)
- 3 所得の少ない第1号被保険者の保険料の軽減を強化するため、新条例第8条第1項第1号に該当する者の平成27年度及び平成28年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,372円とする。ただし、市長が定める日の翌日から適用するものとする。

議案第 1 1 号

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例に  
ついて

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 2 7 年(2015年) 2 月 2 5 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

## 大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例

大阪狭山市手数料条例（平成12年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第6中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

### 附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

議案第 12 号

大阪狭山市立幼保連携型認定こども園条例につ  
いて

大阪狭山市立幼保連携型認定こども園条例を次のとおり提出する。

平成 27 年(2015年) 2 月 25 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

## 大阪狭山市立幼保連携型認定こども園条例

### (設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）の規定に基づき、子ども（認定こども園法第2条第1項で規定する子どもをいう。以下同じ。）に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園として、大阪狭山市立幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 認定こども園を次の表のとおり設置する。

名称	位置
大阪狭山市立こども園	大阪狭山市西山台六丁目19番12号

### (事業)

第3条 認定こども園においては、次に掲げる事業を行う。

子どもに対する教育及び保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項の保育必要量（同条第1項の認定がなされていない子どもにあっては、これに相当するものとして市長が定める保育の量とする。）の範囲内のものに限る。）

預かり保育事業

延長保育事業

その他認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、市長が必要と認める事業

### (入園の資格)

第4条 認定こども園に入園し、第3条第1号の教育又は保育を受けることのできる資格を有する者は、次のとおりとする。ただし、大阪狭山市に居住する者を原則とする。

子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該

当する子ども

子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

(入園手続)

第5条 前条に定める資格(以下「入園資格」という。)を有する子どもの保護者は、認定こども園への入園を希望するときは、別に定めるところにより、大阪狭山市教育委員会(以下「委員会」という。)に所定の期日までに申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第5項又は第6項の規定により委員会が入園させる場合については、この限りでない。

2 前項の規定による申込み及びこれに対する承認その他入園の手続については、規則で定める。

(入園の承認の取消し)

第6条 委員会は、認定こども園に入園している子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、入園の承認を取り消すことができる。

入園資格を有しなくなったとき。

正当な理由がなく長期間にわたって第3条第1号の教育又は保育を受けた実績がないとき。

偽りその他不正の手段により入園の承認を受けたとき。

その他当該子どもに第3条第1号の教育又は保育を提供することが困難であると認められる事情として規則で定める事情が生じたとき。

(休園日等)

第7条 休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休園日を変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで(前2号に掲げる日を除く。)

2 第3条第1号の教育の提供は、休園日のほか、次に掲げる日においても行わない。

土曜日

夏季休業日（7月21日から8月31日まで）

冬季休業日（12月25日から翌年1月7日まで）

春季休業日（3月25日から4月7日まで）

（使用料）

第8条 認定こども園の使用料（児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定により委員会が入園させた子どもに係る使用料を除く。）は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育・保育に要した費用の額）とする。

2 認定こども園に入園している子どもの保護者は、前項の使用料のうち子ども・子育て支援法第27条第3項第2号の政令で定める額を限度として市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）を当該月の末日までに納付しなければならない。ただし、その日が大阪狭山市の休日に関する条例（平成元年大阪狭山市条例第23号）第2条第1項に定める休日に当たるときは、当該休日の翌日とする。

3 市長は、特別な事情があるときは、前項の利用者負担額を減免することができる。

（預かり保育事業）

第9条 第3条第2号の預かり保育事業は、休園日を除き、認定こども園に入園している子どもであって第4条第1号に該当するものの保護者が、当該子どもについて、第3条第1号の教育の提供を受ける日及び時間以外の日及び時間に希望する場合に、一時的な保育を行う事業とする。

2 預かり保育事業の利用を希望する保護者は、次の表に定める額の預かり保育料を納付しなければならない。

預かり保育の実施日	金額（1人につき）
実施時間が5時間未満の日	日額 300円
実施時間が5時間以上の日	日額 500円

3 前2項に定めるもののほか、預かり保育事業の利用に関し必要な事項は、別に定める。

（延長保育事業）

第10条 第3条第3号の延長保育事業は、休園日を除き、認定こども園に入園している子どもであって第4条第2号又は第3号に該当するものが、やむを得ない理由により第3条第1号の教育又は保育の提供を受ける時間以外の時間に保育を受ける必要がある場合に、当該保育を行う事業とする。

2 延長保育事業の利用を希望する保護者は、次の表に定める額の延長保育料を納付しなければならない。

1月当たりの延長保育の利用日数	金額（1人につき）
利用日数が14日以下	日額 200円
利用日数が15日以上	月額 3,000円

3 前2項に定めるもののほか、延長保育事業の利用に関し必要な事項は、別に定める。

（委任）

第11条 その他認定こども園に必要な事項は、法令に定めるほか、委員会においてこれを定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（使用料の額に関する経過措置）

2 第4条第1号に掲げる子どもに係る使用料の額は、第8条第1項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 子ども・子育て支援法附則第9条第1項第1号イの内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育に要した費用の額）及び同号ロに掲げる額の合計額

(2) 当該子どもが受けた教育が子ども・子育て支援法第28条第1項第1号の特定教育・保育である場合 同法附則第9条第1項第2号イの内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に教育に要した費用の額を超えるときは、

当該現に教育に要した費用の額)及び同号イ に掲げる額の合計額

(利用者負担額に関する経過措置)

- 3 第4条第1号に掲げる子どもに係る第8条第2項の規定による利用者負担額(本市に住所を有する園児に限る。)は、施行日から2年間、7,000円を超えるときは7,000円(市長が別に定める多子軽減措置の対象となる園児にあっては、3,500円を超えるときは3,500円)とする。

(大阪狭山市立保育所条例の廃止)

- 4 大阪狭山市立保育所条例(昭和46年大阪狭山市条例第5号)は、廃止する。

(報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正)

- 5 報酬並びに費用弁償支給条例(昭和35年大阪狭山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中 「 幼稚園嘱託医師 内科 」 を 「 幼稚園・幼保連携型託医師 内科 」

認定こども園嘱 に改める。

(大阪狭山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

- 6 大阪狭山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年大阪狭山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校」の次に「並びに幼保連携型認定こども園」を加える。

(重要な公の施設に関する条例の一部改正)

- 7 重要な公の施設に関する条例(昭和39年大阪狭山市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「保育所」を「幼保連携型認定こども園」に改める。

議案第13号

大阪狭山市青少年問題協議会条例の一部を改正  
する条例について

大阪狭山市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成27年(2015年)2月25日提出

大阪狭山市長 吉田友好

## 大阪狭山市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

大阪狭山市青少年問題協議会条例（昭和44年大阪狭山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「30人」を「25人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

識見を有する者

青少年の指導、育成、保護若しくは矯正に関する知識若しくは経験のある者又は青少年関係団体を代表する者

関係行政機関の職員

その他市長が適当と認める者

第3条第3項中「第1号及び第2号の」を「に規定する」に、「その本来の職」を「委嘱の根拠となる職又は身分」に改める。

第4条を次のように改める。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（秘密保持）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に青少年問題協議会委員である者は、この条例による改正後の第2条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる青少年問題協議会委員の任期は、この条例による改正前の第3条第1項の規定による任期の残任期間とする。

議案第14号

大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の一部を  
改正する条例について

大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成27年(2015年)2月25日提出

大阪狭山市長 吉田友好

## 大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例（昭和28年大阪狭山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の表大阪狭山市立南第三幼稚園の項を削る。

第11条を次のように改める。

### 第11条 削除

第8章の章名を次のように改める。

#### 第8章 使用料及び預かり保育料

第21条を次のように改める。

第21条 幼稚園の使用料は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準（当該園児が受けた教育が子ども・子育て支援法第28条第1項第3号の特別利用教育であるときは、同条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準）により算定した費用の額（その額が現に教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育に要した費用の額）とする。

2 園児の保護者は、前項の使用料のうち、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号の政令で定める額を限度として市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）を当該月の末日までに納付しなければならない。ただし、その日が大阪狭山市の休日に関する条例（平成元年大阪狭山市条例第23号）第2条第1項に定める休日に当たるときは、当該休日の翌日とする。

3 月の途中に休退園する園児の保護者は、前項の利用者負担額を休退園の日までに納付しなければならない。

第22条を削る。

第22条の2第1項中「教育活動」を「一時的な保育」に、「保育料」を「預かり保育料」に改め、同条第2項中「預かり保育に係る保育料」を「預かり保育料」に改め、同条を第22条とする。

第23条中「保育料」を「利用者負担額」に改める。

第23条の2中「保育料」を「利用者負担額又は預かり保育料」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 第21条第1項の使用料（園児が受けた教育が子ども・子育て支援法第28条第1項第3号の特別利用教育であるときの使用料を除く。）の額は、同項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 子ども・子育て支援法附則第9条第1項第1号イの内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育に要した費用の額）及び同号ロに掲げる額の合計額

(2) 園児が受けた教育が子ども・子育て支援法第28条第1項第1号の特定教育・保育である場合 同法附則第9条第1項第2号イ の内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育に要した費用の額）及び同号イ に掲げる額の合計額

別表大阪狭山市立南第三幼稚園の項を削る。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第21条第2項の規定による利用者負担額（本市に住所を有する園児に限る。）は、施行日から2年間、7,000円を超えるときは7,000円（市長が別に定める多子軽減措置の対象となる園児にあっては、3,500円を超えるときは3,500円）とする。

3 施行日前に大阪狭山市立幼稚園において受けた教育に係るこの条例による改正前の大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の規定による保育料については、なお従前の例による。

議案第 15 号

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する  
条例について

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 27 年(2015年) 2 月 25 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

## 大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表に次のように加える。

大阪狭山市児童福祉審議会	家庭的保育事業等及び保育所の認可についての審議並びに児童福祉に関する事項についての調査及び審議に関する事務
--------------	---

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正）

2 報酬並びに費用弁償支給条例（昭和35年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

児童福祉審議会委員	1回につき 7,000円
-----------	--------------

議案第16号

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
について

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成27年(2015年)2月25日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪狭山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号）に規定する大阪狭山市児童福祉審議会」に改める。

第38条第4号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 17 号

大阪狭山市保育の実施に関する条例を廃止する  
条例について

大阪狭山市保育の実施に関する条例を廃止する条例を次のとおり提出する。

平成 27 年(2015年) 2 月 25 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

## 大阪狭山市保育の実施に関する条例を廃止する条例

大阪狭山市保育の実施に関する条例（昭和62年大阪狭山市条例第5号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

市道路線の認定について

下記のとおり、市道路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成27年(2015年)2月25日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

認定する路線

路線名	起 点	終 点
半田26号線	半田二丁目262番14地先から	半田二丁目265番15地先まで
半田27号線	半田二丁目262番4地先から	半田二丁目261番7地先まで
半田28号線	半田二丁目363番6地先から	半田二丁目363番9地先まで
東池尻34号線	東池尻二丁目1281番1地先から	東池尻二丁目1281番5地先まで
東池尻36号線	東池尻二丁目1234番地先から	東池尻二丁目1218番23地先まで

東池尻 3 7 号線	東池尻二丁目 1 2 1 8 番 2 5 地先から	東池尻二丁目 1 2 2 2 番 1 1 地先まで
東池尻 3 8 号線	東池尻二丁目 1 2 1 8 番 5 地 先から	東池尻二丁目 1 2 3 7 番 8 地 先まで
西池尻 9 2 号線	池尻中三丁目 5 2 5 番 3 地先 から	池尻中三丁目 5 2 5 番 8 地先 まで
西山台 7 1 号線	今熊四丁目 7 0 5 番 1 地先か ら	今熊四丁目 7 1 1 番 4 5 地先 まで
狭山 4 1 号線	狭山三丁目 2 4 0 9 番 1 地先 から	狭山三丁目 2 4 1 2 番 7 地先 まで

議案第 19 号

平成 26 年度(2014年度)大阪狭山市一般会計補正  
予算(第 11号)について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67号)第 218 条第 1 項の規定により、平成 26  
年度(2014年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第 11号)を別案のとおり提出する。

平成 27 年(2015年) 2 月 25 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第 20 号

平成 26 年度(2014年度)大阪狭山市下水道事業特  
別会計補正予算(第 1 号)について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度(2014年度)大阪狭山市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を別案のとおり提出する。

平成 27 年(2015年)2 月 25 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第 2 1 号

平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市一般会計予算  
について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市一般会計予算を別案のとおり提出する。

平成 2 7 年(2015年) 2 月 2 5 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第 22 号

平成 27 年度(2015 年度)大阪狭山市国民健康保険  
特別会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、平成 27 年度(2015 年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

平成 27 年(2015 年)2 月 25 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第 23 号

平成 27 年度(2015 年度)大阪狭山市下水道事業特別会計予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、平成 27 年度(2015 年度)大阪狭山市下水道事業特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成 27 年(2015 年)2 月 25 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第 2 4 号

平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市土地取得特別  
会計予算について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市土地取得特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成 2 7 年(2015年) 2 月 2 5 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第 25 号

平成 27 年度(2015 年度)大阪狭山市介護保険特別  
会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、平成 27  
年度(2015 年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

平成 27 年(2015 年)2 月 25 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第 26 号

平成 27 年度(2015 年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、平成 27 年度(2015 年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成 27 年(2015 年)2 月 25 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第 27 号

平成 27 年度(2015 年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、平成 27 年度(2015 年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成 27 年(2015 年)2 月 25 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第 28 号

平成 27 年度(2015 年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、平成 27 年度(2015 年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成 27 年(2015 年)2 月 25 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第 29 号

平成 27 年度(2015 年度)大阪狭山市水道事業会計  
予算について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 24 条第 2 項の規定により、平成 27 年度(2015 年度)大阪狭山市水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

平成 27 年(2015 年)2 月 25 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

# 介護保険料に関する請願

大阪狭山市議会議長様

2015年2月17日

請願者住所 大阪狭山市大野台2丁目7-3

団体名 全日本年金者組合大阪狭山

執行委員長

岡村 昇



紹介議員

松尾 巧

北村 栄司

薦田 育子

請願趣旨



65歳以上の人の第1号介護保険料は、すでに高齢者の負担の限界を超えています。ところが、2015年～2017年度の第6期介護保険事業計画では、介護給付費の伸びなどを理由に介護保険料の大幅な引き上げが行われようとしています。

減額され続けている年金額と消費税増税は高齢者の生活を大きく圧迫しています。さらに介護は制度改定により、要支援者のホームヘルプ・デイサービスの保険外し、一定の所得者の2割負担化、特別養護老人ホーム入所者を要介護3以上に限定するなどの負担増とサービス切り捨ての改悪が行われようとしています。

このような中で介護保険料を引き上げることは断じて認められません。給付費増加については、国に負担を求め、さらに市としても一般財源を投入してでも介護保険料引き上げを中止するよう求めるものです。

また、国は介護保険改定の中で、新たに公費による低所得者の介護保険料軽減措置を約束していました。非課税世帯に対し、最大7割を基準額から軽減する案でしたが、国は消費税増税が延期になったことを口実としてその軽減を大幅に値切ろうとしています。

すでに、消費税は8%に上がり高齢者の生活を圧迫しています。約束を反古にして軽減を値切ることは許せません。市として、国に対し、当初案の保険料軽減を行うよう、強く働きかけるべきです。さらに、市独自で低所得者軽減を実施するよう強く求めます。

## 請願項目

1. 第6期（2015年度～2017年度）の介護保険料引き上げを行わないこと。
2. 公費による低所得者保険料軽減は、国に対し、2015年度から当初案どおり実施するよう働きかけるとともに、自治体として独自に軽減措置を行うこと。

2015年2月17日

大阪狭山市議会  
議長 山本 尚生様

新日本婦人の会大阪狭山支部  
大阪狭山市金剛 2-2-19  
支部長 石井淳子

介護保険改定にあたって介護支援を後退させないでください

地域住民の暮らし向きはますます厳しさを増すなか、政府は、来年度予算案の中で、社会保障費の「自然増」さえ大幅に削減し、医療や介護、年金、生活保護など社会保障の切り捨てをおこなおうとしています。

2014年に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律整備等に関する法律」により、要支援者を介護保険から切り離して、市町村の事業に移行することや、特養入居者は介護度で3以上に限定することなどの実施が迫られています。

しかし、中央社会保障推進協議会が1月21日にまとめた自治体へのアンケート(35都道府県1057自治体が回答)によると、多様な介護サービスの確保の「見通しが立たない」自治体が74%にもものぼるなど、地域支援事業への移行が困難なことは明らかです。

高齢者と家族が希望を持ってくらせるよう、下記事項について措置されるよう、要望いたします。

記



- 1、要介護認定の更新・申請は希望通りうけつけてください。
- 1、要支援者、要介護者のすべての介護サービスを、これまで通り保険で受けられるようにしてください。地域支援事業に移行する場合も現在の専門員による介護サービスの水準を保ち、負担量が増額することの内容にしてください。
- 1、地域支援事業に必要な予算をつけてください。必要に応じて一般財源の投入を認め、国が十分な税制支援を実施するよう意見書をあげてください。
- 1、特別養護老人ホームの入所基準を要介護3以上に限定せず、家族や当事者の状況を配慮してください。
- 1、介護保険料を引き上げないでください。公費による低所得者保険料軽減は、国に対し法律どおり実施するよう働きかけるとともに、自治体として独自に軽減措置を行ってください。
- 1、介護報酬の引き下げは、特別養護老人ホームの相部屋代の徴収や水光熱費の負担増につながります。介護職の人材確保、処遇改善のためにも、介護報酬を引き上げるよう国に意見書をあげてください。

以上